

3歳に満たない子を養育する第2号厚生年金被保険者(長期組合員)の平均標準報酬額等の計算の特例

3歳に満たない子を養育し、又は養育していた厚生年金被保険者(以下「厚年被保険者」という。)若しくは厚年被保険者であった者が実施機関に申出をしたときは、当該子を養育している間の厚年法による標準報酬月額が、当該子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」といいます。)を下回るときは、従前標準報酬月額を当該下回る月の標準報酬月額とみなして、老齢厚生年金の算定の基礎となる平均標準報酬額を算定することとされています。(この特例を以下「養育特例」といいます。)(厚年法第26条)

第2号厚生年金被保険者(長期組合員たる厚生年金被保険者。以下「2号厚年被保険者」という。)又は2号厚年被保険者であった者については、厚年法による養育特例に併せて、国共済法による養育特例も適用されることとなるため、当該者が共済組合に申出をしたときは、

次のア及びイの額を算定する際、養育特例を適用して算定することとされています。(国共済法第75条の3)

ア 老齢厚生年金保険の算定の基礎となる平均標準報酬額(厚年法による養育特例)

イ 退職等年金給付の算定の基礎となる給付算定基礎額(国共済法による養育特例)

* 「養育」は、「同居」していることが条件です

【養育特例を受けることができる期間】

3歳未満の子を養育(同居)することとなった日の属する月から次の(1)から(6)までのいずれかに該当するに至った日の翌日の属する月の前月までの間、養育特例を受けることができます。

- (1) 当該子が3歳に達したとき
- (2) 2号厚年被保険者が死亡したとき、又は退職したとき
- (3) 当該子以外の子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき
- (4) 当該子が死亡したとき、その他別居等により養育しないこととなったとき
- (5) 育児休業等(掛金免除)を開始したとき
- (6) 産前産後休業(掛金免除)を開始したとき(平成26年4月1日以降に産前産後休業を開始した場合に限る。なお、同日前から産前産後休業を開始している場合は、同日に開始したものとみなします。)

* 過去にさかのぼって特例を受ける場合は、申出が行われた月の前月までの過去2年間の標準報酬月額に限り特例を受けることができます。

【図】養育特例を受けることができる期間

次に該当した日の属する月から	次に該当した日の翌日の属する月の前月まで
子の出生 (産休中、育休中、別居中は除く)	育休の開始(掛金免除)
子との養子縁組 (育休中、別居中は除く)	産休の開始(掛金免除)
子との同居開始 (育休中は除く)	次の子の養育
産休の終了 (終了の翌日が属する月に育休を開始している場合を除く)	子を養育しなくなった (子と別居・子の死亡)
育休の終了 (終了の翌日が属する月に産休を開始している場合を除く)	退職
子を養育する者が新たに厚年被保険者の資格を取得	子の3歳到達

* 掛金免除期間中は養育特例を受けることができません。

【提出書類】

本人の押印は、様式(Ver.2022.1)から削除されましたが、記入内容を訂正する場合は訂正印が必要です

●3歳未満の子を養育する場合

次に該当した場合提出して下さい

- ・ 子を養育することとなったとき(産前産後休業中及び育児休業中を除く)
 - ・ 育児休業等が終了したとき(その翌日が属する月に産前産後休業(掛金免除)を開始しているときは除く)
 - ・ 産前産後休業が終了したとき(その翌日が属する月に育児休業等(掛金免除)を開始しているときは除く)
 - ・ 新たに2号厚年被保険者となったとき(次に該当する場合に限る。)
 - ア 基準月に厚年被保険者であること
 - イ 誕生日等の月の前月前1年以内に厚年被保険者であること
- * 「養育」は、「同居」していることが条件です
- * 「基準月」とは、当該子を養育することとなった日に属する月の前月(当該月において厚年被保険者でない場合にあっては、当該月前1年以内における厚年被保険者であった月のうち直近の月)をいいます

(1) 3歳未満の子を養育する旨の申出書

太枠内及び申出日(特例を開始した日以降の日付)、申出者住所、申出者氏名の記入

(自署の場合、消せるボールペン等不可)

太枠内の「養育の特例を開始した日及びその事由」は、1～4のうちいずれか遅い日です。

ただし、2と3の間に月をまたぐ空白期間がある場合は、養育特例を受けられる場合があります。

(2) 添付書類は以下●の2種類です。

●当該子の生年月日、身分関係を証する書類

①実子の場合

「子の生年月日、身分関係を明らかにする市町村長の証明書又は、戸籍抄本」、「当該子を養育することとなった日を証する書類」又は、これらの事実を一括して証する「住民票の戸籍等全部事項証明」

②養子縁組等の場合

当該市町村の証明書又は、戸籍抄本に加えて、「当該子を養育することとなった日を証する書類」

※ 上記の書類に代えて、育児休業申出時等に「出生届出済証明」を提出している場合や、被扶養者の認定時に「住民票等」を提出している場合には、その写しを提出しても構いません。

●同居の確認

「同居の申立書」 部局の事務担当者用の「本人確認欄」を設けました

(3) 「養育することとなった日」の属する月の前月が「1.第2号厚生年金保険(国家公務員)」以外の場合、別途加入していた制度のわかるものを提出してもら場合があります。

●3歳未満の子を養育しない場合

養育する旨の申出をした者が、次に該当した場合提出して下さい

- ・ 当該以外の子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき
- ・ 当該子が死亡したとき、その他別居等により養育しないこととなったとき
- ・ 育児休業等(掛金免除)を開始したとき
- ・ 産前産後休業(掛金免除)を開始したとき

(1) 3歳未満の子を養育しない旨の届出書

太枠内及び届出者住所、届出者氏名の記入

(自署の場合、消せるボールペン等不可)

(2) 添付書類はありません。

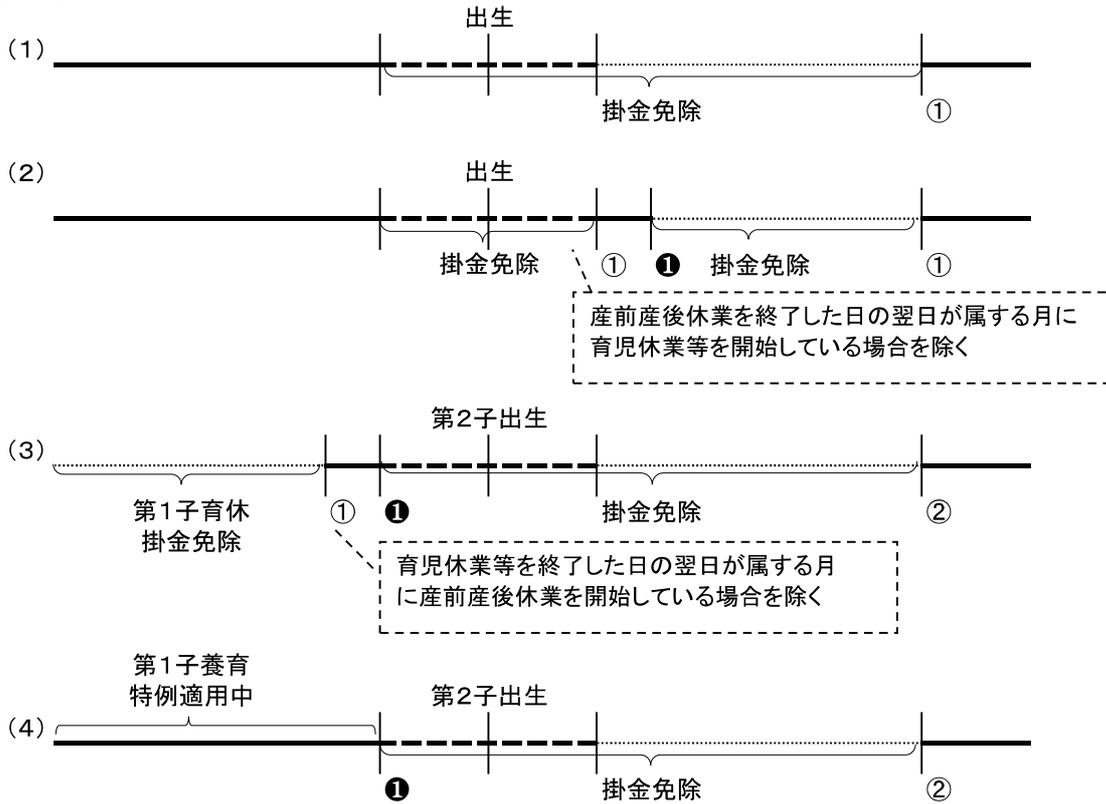
現在、「養育しないこととなった事由」に該当する場合、共済担当から連絡のうえ、ご提出いただいておりますのでその連絡をもって「本人確認」にかえさせていただきます。

また、別居や被扶養者となっていない当該子の死亡等の場合、組合員から届け出させていただきたくお願いします。

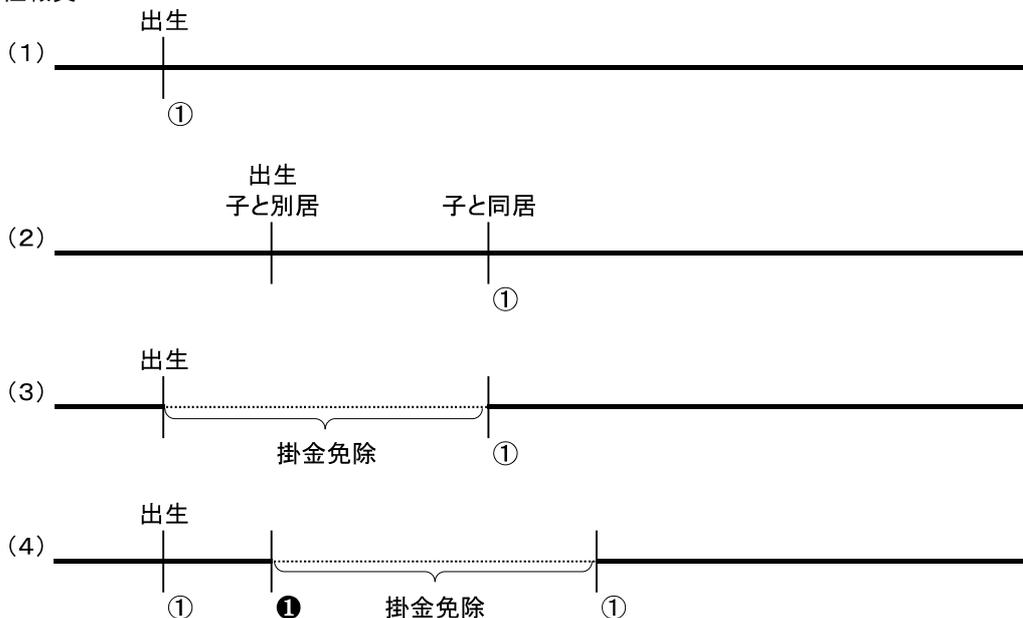
【養育特例に係る申出及び届出の時期の事例】

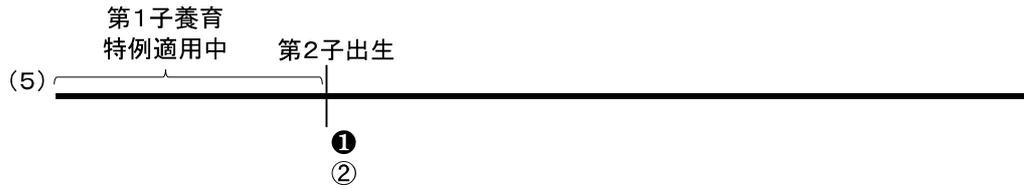


○女性職員

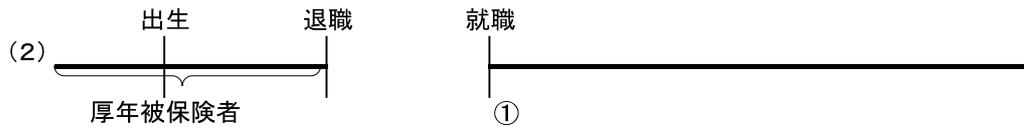
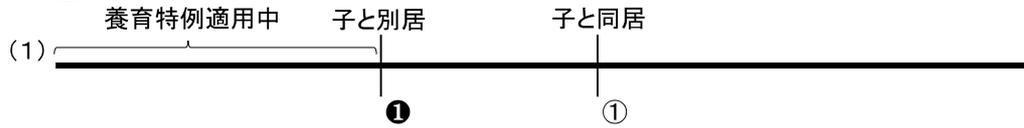


○男性職員





○男女共通



出生の前月(基準月)に厚年被保険者でない場合は、基準月前1年以内に厚年被保険者であった場合に限り養育特例の対象となります。